

刑法における主な罪名・法定刑及び事件区分

罪名	条文	法定刑	原則検察官送致対象事件	裁判員裁判対象事件	法定合議事件	短期1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件	長期10年超の懲役・禁錮に当たる罪の事件	長期3年超の懲役・禁錮に当たる罪の事件	長期3年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件
ガス等漏出致死	118条2項	3年以上の有期徒刑	○	○	○	○	○	○	○
往来妨害致死	124条2項	3年以上の有期徒刑	○	○	○	○	○	○	○
汽車転覆等致死	126条3項	死刑、無期懲役	○	○	○	○	○	○	○
往来危険による汽車転覆等致死	127条	死刑、無期懲役	○	○	○	○	○	○	○
汚水汚染等致死	145条	3年以上の有期徒刑	○	○	○	○	○	○	○
水道毒物等混入致死	146条後段	死刑、無期・5年以上の懲役	○	○	○	○	○	○	○
強制わいせつ等致死	181条1項	無期・3年以上の懲役	○	○	○	○	○	○	○
強制性交等致死	181条2項	無期・6年以上の懲役	○	○	○	○	○	○	○
特別公務員権濫用等致死	196条	3年以上の有期徒刑	○	○	○	○	○	○	○
殺人	199条	死刑、無期・5年以上の懲役	○	○	○	○	○	○	○
傷害致死	205条	3年以上の有期徒刑	○	○	○	○	○	○	○
不同意墮胎致死	216条	3年以上の有期徒刑	○	○	○	○	○	○	○
遺棄等致死	219条	3年以上の有期徒刑	○	○	○	○	○	○	○
逮捕等致死	221条	3年以上の有期徒刑	○	○	○	○	○	○	○
強盗致死	240条後段	死刑、無期懲役	○	○	○	○	○	○	○
強盗・強制性交等致死	241条3項	死刑、無期懲役	○	○	○	○	○	○	○
建築物等損壊致死	260条後段	3年以上の有期徒刑	○	○	○	○	○	○	○
自殺関与及び同意殺人	202条	6月以上7年以下の懲役・禁錮	○					○	○
同意墮胎致死	213条後段	3月以上5年以下の懲役	○					○	○
業務上墮胎致死	214条後段	6月以上7年以下の懲役	○					○	○
外患誘致	81条	死刑		○	○	○	○	○	○
外患援助	82条	死刑、無期、2年以上の懲役		○	○	○	○	○	○
現住建築物等放火	108条	死刑、無期・5年以上の懲役		○	○	○	○	○	○
激発物破裂	117条1項前段	死刑、無期・5年以上の懲役		○	○	○	○	○	○
現住建築物等浸害	119条	死刑、無期・3年以上の懲役		○	○	○	○	○	○
汽車転覆等	126条1項・2項	無期・3年以上の懲役		○	○	○	○	○	○
往来危険による汽車転覆等	127条	無期・3年以上の懲役		○	○	○	○	○	○
通貨偽造及び行使等	148条	無期・3年以上の懲役		○	○	○	○	○	○
証券偽造等	154条	無期・3年以上の懲役		○	○	○	○	○	○
虚偽詔書作成	156条	無期・3年以上の懲役		○	○	○	○	○	○
偽造詔書行使	158条1項	無期・3年以上の懲役		○	○	○	○	○	○
強制わいせつ等致傷	181条1項	無期・3年以上の懲役		○	○	○	○	○	○
強制性交等致傷	181条2項	無期・6年以上の懲役		○	○	○	○	○	○
身の代金目的略取等	225条の2	無期、3年以上の懲役		○	○	○	○	○	○
強盗致傷	240条前段	無期・6年以上の懲役		○	○	○	○	○	○
強盗・強制性交等	241条1項	無期・7年以上の懲役		○	○	○	○	○	○
往来危険	125条	2年以上の有期徒刑			○	○	○	○	○
強制性交等	177条	5年以上の有期徒刑			○	○	○	○	○
建築物等以外放火	110条1項	1年以上10年以下の懲役			○	○	○	○	○
有印公文書偽造	155条1項	1年以上10年以下の懲役			○	○	○	○	○
強盗	236条	5年以上の有期徒刑				○	○	○	○

罪名	条文	法定刑	原則検察官送致対象事件	裁判員裁判対象事件	法定合議事件	短期1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件	長期10年超の懲役・禁錮に当たる罪の事件	長期3年超の懲役・禁錮に当たる罪の事件	長期3年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件
事後強盗	238条	5年以上の有期懲役				○	○	○	○
昏睡強盗	239条	5年以上の有期懲役				○	○	○	○
傷害	204条	15年以下の懲役、50万円以下の罰金					○	○	○
逮捕等致傷	221条	3月以上15年以下の懲役					○	○	○
有印私文書偽造	159条1項	3月以上5年以下の懲役						○	○
私電磁的記録不正作出	161条の2第1項	5年以下の懲役、50万円以下の罰金						○	○
不正作出私電磁的記録供用	161条の2第3項	5年以下の懲役、50万円以下の罰金						○	○
支払用カード電磁的記録不正作出等	165条の2	10年以下の懲役、100万円以下の罰金						○	○
虚偽告訴等	172条	3月以上10年以下の懲役						○	○
強制わいせつ	176条	6月以上10年以下の懲役						○	○
業務上過失致死傷等	211条	5年以下の懲役・禁錮、100万円以下の罰金						○	○
逮捕及び監禁	220条	3月以上7年以下の懲役						○	○
窃盗	235条	10年以下の懲役、50万円以下の罰金						○	○
詐欺	246条	10年以下の懲役						○	○
電子計算機使用詐欺	246条の2	10年以下の懲役						○	○
恐喝	249条	10年以下の懲役						○	○
横領	252条	5年以下の懲役						○	○
盗品等有償譲受け等	256条2項	10年以下の懲役、50万円以下の罰金						○	○
公用文書等偽造	258条	3月以上7年以下の懲役						○	○
建造物等損壊	260条前段	5年以下の懲役						○	○
公務執行妨害及び職務強要	95条	3年以下の懲役・禁錮、50万円以下の罰金							○
犯人蔵匿等	108条	3年以下の懲役、30万円以下の罰金							○
証拠隠滅等	104条	3年以下の懲役、30万円以下の罰金							○
住居侵入等	130条	3年以下の懲役、10万円以下の罰金							○
不正指令電磁的記録作成等	168条の2	3年以下の懲役、50万円以下の罰金							○
常習賭博	186条1項	3年以下の懲役							○
死体損壊等	190条	3年以下の懲役							○
強要	223条	3年以下の懲役							○
名誉毀損	230条	3年以下の懲役・禁錮、50万円以下の罰金							○
信用毀損及び業務妨害	233条	3年以下の懲役、50万円以下の罰金							○
威力業務妨害	234条	3年以下の懲役、50万円以下の罰金							○
盗品等無償譲受け	256条1項	3年以下の懲役							○
器物損壊等	261条	3年以下の懲役、30万円以下の罰金、科料							○
不正指令電磁的記録取得等	168条の3	2年以下の懲役、30万円以下の罰金							
公然わいせつ	174条	6月以下の懲役、30万円以下の罰金、拘留、科料							
わいせつ物頒布等	175条	2年以下の懲役、250万円以下の罰金、科料							
暴行	208条	2年以下の懲役、30万円以下の罰金、拘留、科料							
凶器準備集合	208条の2第1項	2年以下の懲役、30万円以下の罰金							
過失傷害	209条	30万円以下の罰金、科料							
脅迫	222条	2年以下の懲役、30万円以下の罰金							
侮辱	231条	拘留、科料							
遺失物等横領	254条	1年以下の懲役、10万円以下の罰金、科料							

現行法 (改正法案でも維持された条文)

第二十条 家庭裁判所は、死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、家庭裁判所は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であつて、その罪を犯すとき十六歳以上の少年に係るものについては、同項の決定をしなければならない。ただし、調査の結果、犯行の動機及び態様、犯行後の情況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。

改正法案 (新設条文)

(検察官への送致についての特例)

第六十二条 家庭裁判所は、特定少年(十八歳以上の少年をいう。以下同じ。)に係る事件については、第二十条の規定にかかわらず、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、家庭裁判所は、特定少年に係る次に掲げる事件については、同項の決定をしなければならない。ただし、調査の結果、犯行の動機、態様及び結果、犯行後の情況、特定少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。
 - 一 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であつて、その罪を犯すとき十六歳以上の少年に係るもの
 - 二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であつて、その罪を犯すとき特定少年に係るもの(前号に該当するものを除く。)

第六十三条 家庭裁判所は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。他の法律において準用する場合を含む。)及び政治資金規正法(昭和三十二年法律第九十四号)に規定する罪の事件(次項に規定する場合に係る同項に規定する罪の事件を除く。)であつて、その罪を犯すとき特定少年に係るものについて、前条第一項の規定により検察官に送致するかどうかを決定するに当たつては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならない。

- 2 家庭裁判所は、公職選挙法第二百四十七条の罪又は同法第二百五十一条の二第一項各号に掲げる者が犯した同項に規定する罪、同法第二百五十一条の三第一項の組織的選挙運動管理者等が犯した同項に規定する罪若しくは同法第二百五十一条の四第一項各号に掲げる者が犯した同項に規定する罪の事件であつて、その罪を犯すとき特定少年に係るものについて、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、前条第一項の規定にかかわらず、同項の決定をしなければならない。この場合においては、同条第二項ただし書の規定を準用する。

出典：少年法 現行法 及び 改正法案 条文より抜粋

令和3年4月7日(水)衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

令和3年3月31日

法務省

②「黒川元検事長の略式起訴に係るリーク記事の
情報源に関する調査結果」について

- 報道機関各社は、独自の取材活動に基づいて得た様々な情報を、報道機関各社の判断において、記事にしているものと思われ、報道機関において、いかなる取材・情報に基づいて当該報道を行っているかについては、承知しておりません。
- その上で、特定の報道の報道経緯や根拠について調査を行うことは、
 - ・ そもそも報道機関による報道経緯や根拠に関する調査を行うことそれ自体が、報道機関の取材の自由や、取材源秘匿の自由に対する影響があり得ることから、抑制的であるべきことはもとより
 - ・ 検察当局に対する調査を行うとした場合には、真相を解明し、法と証拠に基づき適正な科刑の実現等を図るという検察当局の活動を不当に制約することとなりかねないこと
 - ・ 事件関係者に対する調査を行うとした場合には、私人の行動の自由や防御活動に対する侵害ととらえられかねないことなどの問題があり、一般的には相当ではないものと考えております。
- したがって、御指摘の3月13日の報道の経緯についての調査を行うことは相当でないと考えております。

出典：法務省作成資料

令和3年4月7日（水） 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

令和3年3月31日
法務省

③「検察がマスコミとの間で行ったブリーフィング
等の記録を提出すること」について

- 個別事件の公表の在り方については、検察当局において判断すべきものと考えております。

出典：法務省作成資料

令和3年4月7日（水） 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

令和3年3月31日

法務省

⑤「国会議員から求めがある場合の
不起訴記録の開示方法」について

- 不起訴記録については、関係者のプライバシーを保護するとともに、将来の事件を含め、捜査・公判に対する不当な影響を防止するため、刑事訴訟法47条により原則として公開が禁じられていますが、同条ただし書により、「公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。」とされているところです。
- 不起訴記録の開示の可否については、具体的事案ごとに、「公益上の必要があつて、相当と認められる場合」に該当するか否かにつき、諸般の事情を踏まえて個別に判断することとなるものと考えています。

出典：法務省作成資料

令和3年4月7日（水） 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）